

行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領の制定について（例規）

（制定：令和 7 年 6 月 23 日 運免第 47 号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号。以下「改正法」という。）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 97 号。以下「改正府令」という。）の施行に伴い、「行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領」を別記のとおり定め、令和 7 年 6 月 23 日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

なお、「行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について（例規）」（令和 2 年 2 月 12 日付け運免第 9 号）については、廃止する。

別記

行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領

第 1 総則

1 趣旨

この事務処理要領は、改正法による改正後の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 104 条の 3 第 2 項（法第 107 条の 5 第 11 項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令（以下「出頭命令」という。）等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処分書 改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）別記様式第 19 の 3 の 3、別記様式第 19 の 3 の 4、別記様式第 19 の 3 の 4 の 2 及び別記様式第 22 の 6 の処分書をいう。
- (2) 出頭命令書 府令別記様式第 19 の 3 の 5 及び別記様式第 22 の 6 の 2 の出頭命令書をいう。
- (3) 出頭命令通知書 府令別記様式第 19 の 3 の 6 及び別記様式第 22 の 6 の 3 の出頭命令通知書をいう。
- (4) 行政処分手配者 所在不明、不出頭などの理由により、処分書の交付を受けず、警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則（令和 7 年 3 月 10 日付け警察庁丁運発第 112 号ほか。以下「運転者管理業務実施細則」という。）に定める処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。
- (5) 出頭命令手配者 法第 104 条の 3 第 2 項の規定に違反して、指定された日時・場所に出頭せず、運転者管理業務実施細則に定める出頭命令手配登録をされた者をいう。
- (6) 認知警察官 行政処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (7) 所属署等 認知警察官の所属する警察署及び警察本部所属をいう。
- (8) 認知県警察 行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。
- (9) 手配県警察 処分手配登録をした都道府県警察をいう。

(10) 住所地県警察 行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

3 都道府県警察との連絡及び協力

交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、行政処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分の執行依頼等の事務については、認知県警察、手配県警察及び住所地県警察の各行政処分担当課の長との緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

第2 行政処分手配時の事前措置

1 行政処分手配者名簿の整備等

(1) 行政処分手配者名簿の作成

運転免許課長は、処分手配登録をしたときは、当該行政処分手配者について次のアからキまでの事項を記載した行政処分手配者名簿（別記様式第1号）を作成し、認知警察官からの照会に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくものとする。

ア 手配年月日

イ 住所・氏名・生年月日

ウ 前回処分以降の違反データ（違反日時・違反場所・違反種別・違反点数）

エ 前歴回数

オ 累積点数

カ 処分種別・処分日数

キ その他参考となる事項

(2) 行政処分手配者名簿の引継ぎ

行政処分手配者名簿は、執務時間外においても照会に応じることができるようにするため、執務時間終了時に交通部の当直責任者に引き継ぐものとする。

第3 行政処分手配者発見時の措置要領

認知警察官、所属署等の長及び運転免許課長は、処分手配者発見から処分執行までの事務処理（別紙第1）及び処分手配者を発見した警察官の事務処理の流れ（別紙第2）に従い、それぞれの事務を処理するものとする。

1 認知警察官の措置等

(1) 照会センターへの照会時の確認項目

認知警察官は、刑事部機動捜査分析課照会センター（以下「照会センター」という。）から行政処分手配者である旨の回答を得たときは、手配年月日、手配県警察、行政処分手配者の氏名、生年月日、運転免許の保有状況、対象者が運転免許証を有する者である場合は免許証番号、免許情報記録個人番号カードを有する者である場合は免許情報記録番号、処分種別及び処分日数を確認するものとする。

(2) 出頭命令

ア 処分手配の内容説明と手配県警察の行政処分担当課への照会

認知警察官は、照会センターから行政処分手配者である旨の回答があったときは、出頭命令の措置をとることとなるが、行政処分手配者から「処分は既に執行されている。処分の根拠となった違反、事故を思いつかない。」等の抗弁を受けたときは、運転免許課（執務時間外にあっては、交通部の当直。以下同じ。）を

通じ、手配県警察の行政処分担当課（執務時間外にあっては、交通部の当直。以下同じ。）に照会し、次の事項等を確認し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令の措置を講ずるものとする。

(7) 前回処分以降の違反データ（違反日時、違反場所、違反種別及び違反点数）

(イ) 前歴回数

(ロ) 累積点数

イ 出頭日時及び場所の指定の協議

認知警察官は、運転免許課を通じ、手配県警察の行政処分担当課と協議の上、出頭日時及び場所を指定するものとする。

なお、発見した時の行政処分手配者の現住所が、処分手配時の住所と異なる場合は、現住所及び連絡先を確認し、現住所を管轄する住所地県警察と手配県警察の各行政処分担当課が協議し、出頭日時及び場所を指定するものとする。

(3) 出頭命令通知書の作成

ア 書類の記載要領

出頭命令書、出頭命令通知書の記載要領（別紙第3）によるものとする。

イ 出頭命令通知書の作成

出頭命令通知書は、法第104条の3第3項の規定により、行政処分手配者の住所地を管轄する公安委員会に対して送付するが、処分手配登録をした公安委員会と住所地を管轄する公安委員会とが異なる場合は、処分手配登録をした公安委員会に対しても出頭命令通知書を送付することとなることから、写しを確実に作成するものとする。

(4) 事後措置

認知警察官は出頭命令書を交付した場合は、速やかに出頭命令通知書（写しを含む。）及び出頭命令書の写しを所属長に提出するものとする。

2 所属署等の措置

(1) 出頭命令通知書等の送付等

自所属の認知警察官から出頭命令書の写し及び出頭命令通知書（写しを含む。）を受領した所属署等の長は、速やかに運転免許課長に報告の上、必要な指示を受け、次の書類を書留郵便（処分手配者が和歌山県内居住の場合は、てい送又は書留郵便）により送付すること。この場合、出頭命令通知書等送付記録簿（別記様式第2号）に記録しておくこと。

ア 手配県警察の行政処分担当課の長に対しては、出頭命令通知書（手配県警察と住所地県警察が異なる場合は、出頭命令通知書の写し）

イ 住所地県警察の行政処分担当課に対しては、出頭命令通知書（住所地県警察と手配県警察とが異なる場合に限る。）

(2) 出頭命令書等写しの送付

所属署等の長は、(1)の措置を講じた後、出頭命令書の写し及び出頭命令通知書の写しを出頭命令関係書類送付書（別記様式第3号）に添付し、運転免許課長に送付すること。

3 認知県警察、手配県警察及び住所地県警察としての運転免許課の措置

運転免許課長は、所属署等及び行政処分担当課の事例別事務処理要領（別紙第4）に基づき、次により、速やかに回答及び処分書の送付等の措置を講ずるものとする。

(1) 手配県警察及び住所地県警察としての出頭日時・場所の協議及び回答

ア 運転免許課長（執務時間外にあっては、交通部の当直責任者）は、認知県警察の行政処分担当課の長から協議を受けたときは、行政処分手配者の出頭日時・場所を回答すること。この場合、出頭日時の指定は、発見の日から20日以内とすること。

イ 当直責任者は、当直勤務中に取り扱ったアの協議の受理及び措置内容を当直勤務終了後、出頭命令に関する協議受理報告書（別記様式第4号）により運転免許課長に報告すること。

(2) 認知県警察としての措置

運転免許課長は、所属署等の長から第3の2の(1)の報告を受けたときは、出頭命令通知書の送付等について指導するとともに、手配県警察及び住所地県警察の行政処分担当課の長に、行政処分手配者に出頭命令を行ったことを連絡するものとする。

(3) 手配県警察としての措置

ア 処分執行に向けた措置

運転免許課長は、認知県警察の行政処分担当課の長から連絡を受けた場合は、速やかに処分執行の措置を講ずるとともに、その者の住所地が他県となっているときは、行政処分手配者の出頭日時までに、住所地県警察の行政処分担当課の長に対し、処分執行依頼を行うなどの措置を講ずること。

イ 指定日より早い日への変更要求があった場合の対応

出頭命令書の交付を受けた後に、行政処分手配者から、指定日より早い日に出頭したい旨の依頼があった場合には、出頭命令通知書及び処分書の到達に要する期間等を考慮し、出頭日時を再指定するものとする。

ウ 法第109条第1項による出頭命令を受けた行政処分手配者に対する措置

交通違反の事務手続が終了した時点で、法第104条の3第2項による出頭命令の措置を講ずるものとする。

エ 出頭命令の適切な管理

運転免許課長は、出頭命令の措置が講じられたときは、当該出頭命令を受けた者について、次の事項を記載した出頭命令対象者名簿（別記様式第5号）を作成し、出頭命令に関する情報を管理すること。

(ア) 出頭命令の措置が講じられた日

(イ) 3(1)で回答した出頭日時及び場所

(ロ) 認知県警察及び所属署等

(ハ) 出頭命令を受けた者の住所・氏名・生年月日

(ニ) 処分手配登録の管理番号

オ 行政処分手配者の出頭時の措置等

(ア) 処分書の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で、処分を執行するものとする。

(イ) 処分書を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示するものとする。

(ロ) 更新期間が到来した行政処分手配者が出頭したときは、取消処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続終了後に処分を執行するものとする。

(4) 住所地県警察としての措置

運転免許課長は、手配県警察の行政処分担当課の長から処分執行依頼を受けた場合、出頭した行政処分手配者に対し、第3の3の(3)のオの規定に準じて処分を執行するものとする。

4 経過措置

改正法施行前の規定により保管されている運転免許証又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証の保管及び返還並びに保管証については、改正法附則第5条において従前の例による旨定められていることから、その取扱いに留意すること。

5 指定出頭場所となる警察署の措置

指定出頭場所となる所属署等の長は、出頭命令書の交付を受けて出頭した処分手配者に対して第3の3の(3)のイ、ウ及びオに規定する措置を講ずるとともに、処分を執行したときは、次の事後措置を講ずること。

(1) 処分執行後、速やかに被処分者の氏名、処分内容及び処分執行日時を運転免許課長に電話連絡すること。

(2) 処分書の写し等を送付書（別記様式第6号）に添付し、運転免許課長に送付すること。

第4 出頭命令に従わなかった者に対する措置

1 過料事件の取扱い

出頭命令に際しては、当該出頭命令を受けた者に対して、出頭命令に従わず指定された日時・場所に出頭しなかった場合は10万円以下の過料に処せられる可能性がある旨説明し、出頭を担保すること。

2 運転者管理業務への登録等

(1) 出頭命令手配登録

運転免許課長は、出頭命令を受けた者が当該出頭命令に従わず指定された日時・場所に出頭しなかったときは、運転者管理業務実施細則に定める出頭命令手配登録を行うものとする。

(2) 出頭命令対象者名簿への追記

出頭命令対象者名簿に、出頭命令に違反して指定された日時・場所に出頭しなかった旨を追記し、出頭命令手配者の所在を知った警察官からの連絡に対して適切に対応することができるよう必要な整備をしておくものとする。

(3) 出頭命令手配者発見時の措置要領

出頭命令手配者の所在を知った警察官は、第3の1の(1)に準じて、照会センターを確認するとともに、運転免許課に報告すること。この場合において、運転免許課長は、当該出頭命令手配者に対して速やかに処分が執行されるための措置を講ずる

ものとする。

なお、出頭命令手配者の現住所が県内にあるときは、和歌山地方裁判所へ通知を行うこと。

(4) 出頭命令手配者の現住所が別にあるときの措置要領

出頭命令手配者の所在を知った場合において、出頭命令手配者の現住所が他の都道府県警察の管轄区域内にあるときは、運転免許課長は当該都道府県警察の行政処分担当課の長と協議の上、当該都道府県警察に処分執行依頼を行うなど、当該出頭命令手配者に対して速やかに処分が執行されるための措置を講ずるものとする。

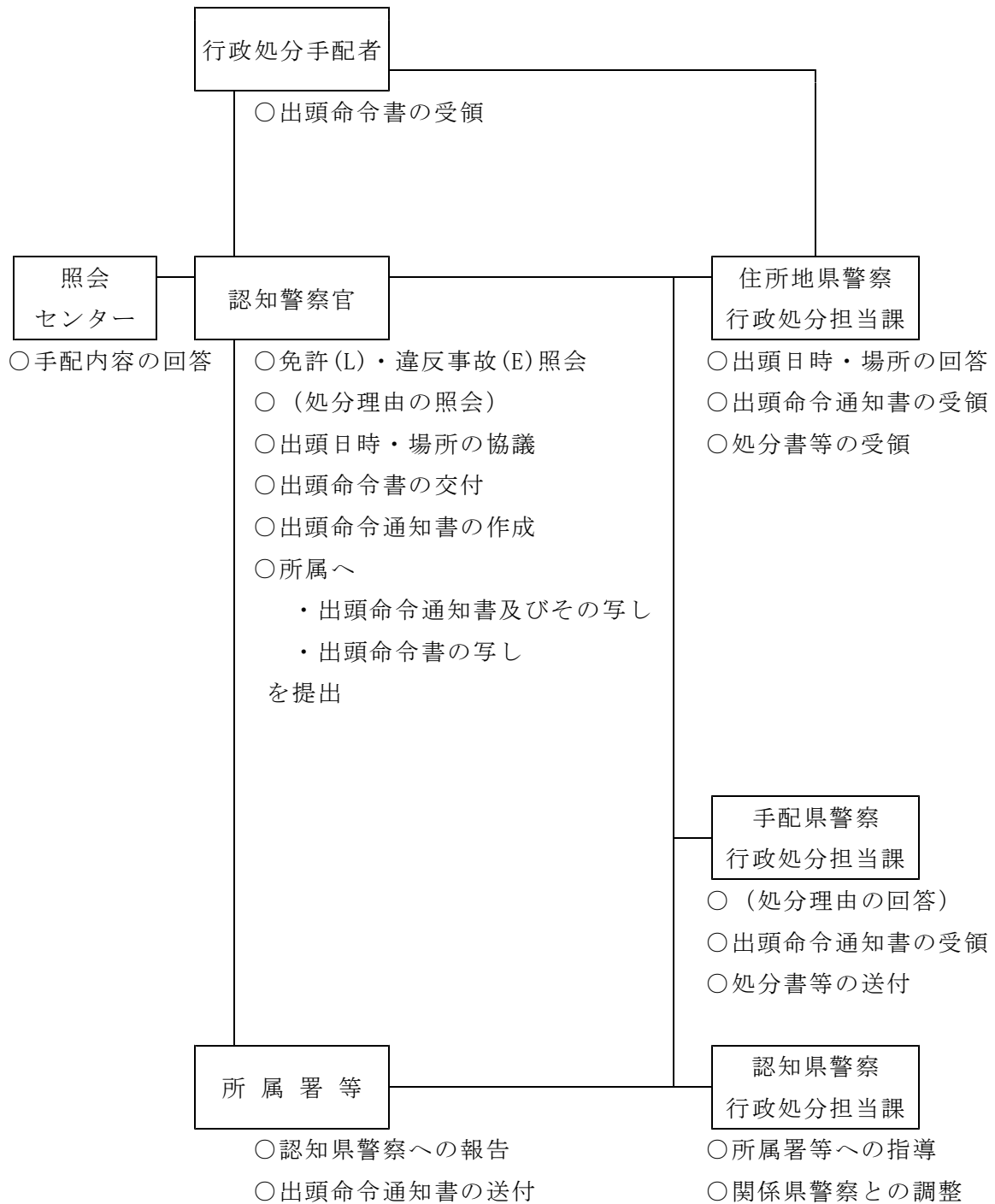
また、運転免許課長は、当該都道府県警察の行政処分担当課の長と連携して、当該都道府県警察から出頭命令手配者の現住所を管轄する地方裁判所へ通知がなされるよう適切に対応するものとする。

第5 文書の保存期間

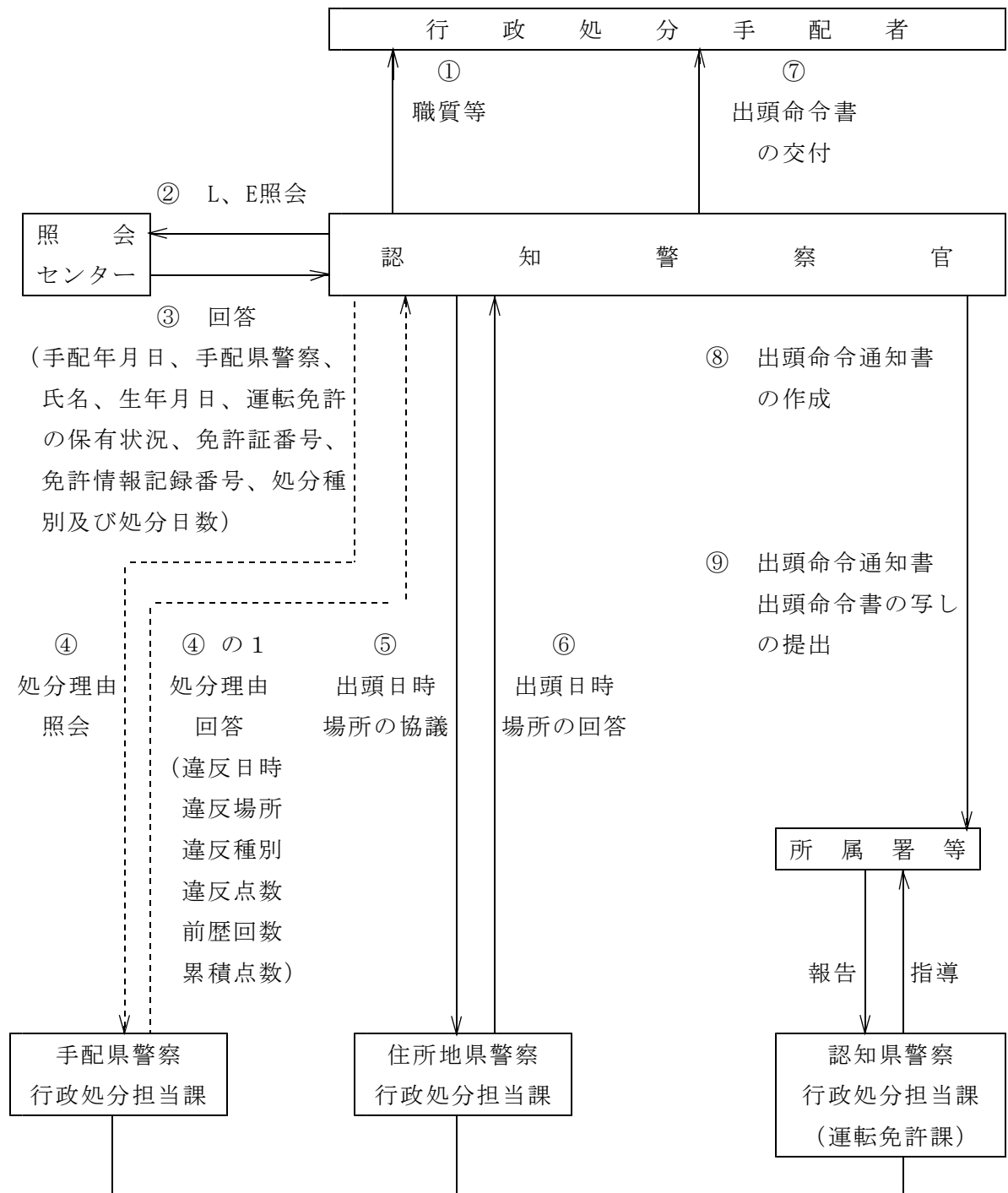
文書の保存期間は次のとおりとする。

文 書 名	保存所属	保存期間
行政処分手配者名簿(別記様式第1号)	運転免許課	13年
出頭命令通知書等送付記録簿(別記様式第2号)	作成した所属署等	5年
出頭命令関係書類送付書(別記様式第3号)	作成した所属署等	5年
出頭命令に関する協議受理報告書(別記様式第4号)	運転免許課	5年
出頭命令対象者名簿(別記様式第5号)	運転免許課	5年
送付書(別記様式第6号)	作成した所属署等	5年

[処分手配者発見から処分執行までの事務処理]



〔処分手配者を発見した警察官の事務処理の流れ〕



(注) 処分手配者から「処分の根拠となった違反、事故を思いつかない。」等の抗弁を受けたときは、④及び④の1の手続きにより、運転免許課を通じて詳細な処分理由を確認する。

別紙第3（第3の1関係）

出頭命令書、出頭命令通知書の記載要領

1 運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの場合

(1) 出頭命令書

ア 出頭日時…被処分者の出頭日時を記載する。

イ 出頭場所…被処分者の出頭場所を記載する。

ウ 所属、階級及び氏名…出頭命令書を交付した者の所属、階級及び氏名を記載し押印する

エ 氏 名…運転免許証又は免許情報記録個人番号カードに記載されている被処分者の氏名を記載する。ただし、養子縁組や結婚で氏名を変更（戸籍法上の手続を終えている者に限る。）している場合は、変更後の氏名を記入することとし、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードに記載されている氏名は、欄外余白部に記載すること。

また、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを携帯していない者の場合で、違反者が本人確認書類等を所持しているときは、その氏名によることとし、その他の場合は、必要な照会を行いその者の氏名を確認の上、記載する。

オ 生年月日…被処分者の生年月日及び満年齢を記載する。

カ 職 業…被処分者の職業を記載する。

キ 本 籍…被処分者の都道府県名（外国人の場合は、国籍）のみを記載する。

ク 住 所…被処分者が現在住んでいる住所地を記載する。

なお、被処分者がアパート、マンション、会社寮等の居住者であるときは、〇〇マンション〇号室、〇〇方等の要領で記載する。

ケ 免許証…被処分者の所持する運転免許証の免許番号、交付年月日及び公安委員会名を記載する。

コ 免許情報記録…被処分者の所持する免許情報記録個人番号カードの免許情報記録番号、記録等年月日及び公安委員会名を記載する。

(2) 出頭命令通知書

ア 作成年月日…出頭命令通知書の作成日を記載する。

イ 公安委員会…出頭命令通知書の送付先都道府県名を記載する。

ウ 所属、階級及び氏名…出頭命令書の記載要領に同じ。

エ 住 所…出頭命令書の記載要領に同じ。

オ 氏 名…出頭命令書の記載要領に同じ。

カ 免許証の番号…出頭命令書の記載要領「免許証」に同じ。

キ 免許情報記録の番号…出頭命令書の記載要領「免許情報記録」に同じ。

ク 出頭日時…出頭命令書の記載要領に同じ。

ケ 出頭場所…出頭命令書の記載要領に同じ。

2 国際運転免許証等の場合

(1) 出頭命令書

ア 氏 名…国際運転免許証等に記載されている外国文字で記載し、発音どおりカタカナでルビを付す。

イ その他の項目… 1 の(1)の記載要領に同じ。

(2) 出頭命令通知書

ア 国際運転免許証等の番号…国際運転免許証等に記載されている番号を記載する。

イ その他の項目… 1 の(2)の記載要領に同じ。

[所属署等及び行政処分担当課の事例別事務処理要領]

①認知県警察が手配したもので、かつ、認知県警察の管轄内に現住所がある場合

（所属署等の措置） 1 認知県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書をてい送又は書留郵送する。

（行政処分担当課の措置） 1 認知県警察の行政処分担当課が処分執行する。

②認知県警察が手配したものであるが、現住所が他県警察の管轄内にある場合

（所属署等の措置） 1 住所地県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書を書留郵送する。

2 認知県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書（写し）をてい送又は書留郵送する。

（行政処分担当課の措置） 1 認知県警察の行政処分担当課は、住所地県警察の行政処分担当課に、出頭命令通知書が所属署等から郵送されたことを通知するとともに、処分書を住所地県警察の行政処分担当課に書留郵送して処分執行を依頼する。

2 住所地県警察の行政処分担当課が処分執行する。

③認知県警察以外の県警察が手配したもので、認知県警察の管轄内に現住所がある場合

（所属署等の措置） 1 認知県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書をてい送又は書留郵送する。

2 手配県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書（写し）を書留郵送する。

（行政処分担当課の措置） 1 認知県警察の行政処分担当課は、手配県警察の行政処分担当課に、出頭命令通知書（写し）が所属署等から郵送されたことを通知するとともに、処分書の送付を申し出る。

2 手配県警察の行政処分担当課は、認知県警察の行政処分担当課に、処分書を送付し処分執行を依頼する。

3 認知県警察の行政処分担当課が処分執行する。

④認知県警察以外の県警察が手配したもので、手配県警察の管轄内に現住所がある場合

（所属署等の措置） 1 手配県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書を書留郵送する。

（行政処分担当課の措置） 1 認知県警察の行政処分担当課は、手配県警察の行政処分担当課に、出頭命令通知書が所属署等から郵送されたことを通知する。

2 手配県警察の行政処分担当課が処分執行する。

⑤認知県警察以外の県警察が手配したもので、手配県警察、認知県警察の管轄外に現住所がある場合

（所属署等の措置） 1 住所地県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書を書留郵送する。

- 2 手配県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書（写し）を
てい送又は書留郵送する

- （行政処分担当課の措置）
- 1 認知県警察の行政処分担当課は、手配県警察の行政処分担当課に、出頭命令通知書（写し）が所属署等から郵送されたことを通知するとともに、住所地県警察の行政処分担当課への処分執行依頼を仲介する。
 - 2 認知県警察の行政処分担当課は、住所地県警察の行政処分担当課に、出頭命令通知書が所属署等から郵送されたことを通知する。
 - 3 手配県警察の行政処分担当課は、住所地県警察の行政処分担当課に、処分書を送付して処分執行を依頼する。
 - 4 住所地県警察の行政処分担当課が処分執行する。

別記様式第2号（第3の2関係）

出頭命令通知書等送付記録簿

整理番号			署・隊・課		
処分手配者氏名				取扱者氏名	
住所地 県警察 警察宛	送付年月日	年	月		日
	送付手段	☐ 書留郵便 ☐ てい送			
	送付先				
	内容物	☐ 出頭命令通知書 ☐			
*手配 県警察 警察宛	送付年月日	年	月		日
	送付手段	☐ 書留郵便 ☐ てい送			
	送付先				
	内容物	☐ 出頭命令通知書 ☐			
備考 (書留郵便物受領書を貼り付けること。)					

(注) * 印欄については、住所地県警察と手配県警察が異なる場合の、出頭命令通知書の送付状況を記録する。

別記様式第3号（第3の2関係）

第 号
年 月 日

警 察 本 部 長 殿

警察署長
隊 長
課 長

出 頭 命 令 関 係 書 類 送 付 書

下記の処分手配者に出頭命令書を交付したので次の関係書類を送付します。

番号	交 付 年 月 日	処分手配者名	送 付 書 類
1	・ ・		☐ 出頭命令書（写し） ☐ 出頭命令通知書（写し） ☐
2	・ ・		☐ 出頭命令書（写し） ☐ 出頭命令通知書（写し） ☐
3	・ ・		☐ 出頭命令書（写し） ☐ 出頭命令通知書（写し） ☐
4	・ ・		☐ 出頭命令書（写し） ☐ 出頭命令通知書（写し） ☐
5	・ ・		☐ 出頭命令書（写し） ☐ 出頭命令通知書（写し） ☐

年 月 日

運 転 免 許 課 長 殿

所 属

階級・氏名 ㊟

出頭命令に関する協議受理報告書

受理年月日	年 月 日 午前・午後 時 分頃				受理係名	
協議依頼者	府県名		所属	署・隊・課	氏名	
処分手配者	氏名			手配府県名		処分内容
手配内容	年 月 日生			手配年月日	年 月 日	・取消 ・停止 日
指定内容	出頭日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
	出頭場所					
右理由により指定を中止した						
備考						

別記様式第6号（第3の5関係）

第 号
年 月 日

警察本部長 殿

警察署長

送 付 書

当署に出頭した処分手配者の処分を執行したので、関係書類等を下記のとおり送付します。

記

1 被処分者名

2 送付書類の内訳（□内に✓印を付したもの）

☐ 取消（停止）処分書の写し

☐ 運転免許証

☐ その他（ ）

3 備 考